

福岡県公報

平成26年8月8日
第3618号

目次

告示 (第684号 - 第693号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(環境保全課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
公 告		
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	4
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	4
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	4
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	4
○国土調査の指定	(農山漁村振興課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○建設業の許可の取消し	(建築指導課)	7
公安委員会		
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	7

告 示

福岡県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	直 方 橋 線	前	行橋市大字矢山1694番先 から 行橋市大字矢山1869番21 先まで	10.0 ～ 44.0	100.0
			後	行橋市大字矢山1694番先 から 行橋市大字矢山1869番21 先まで	10.0 ～ 65.0	100.0

福岡県告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	直 方 橋 線	前	行橋市大字矢山1667番1先から 行橋市大字矢山1661番先まで	15.0 ～ 32.0	382.2
			後	行橋市大字矢山1667番1先から 行橋市大字矢山1661番先まで	23.0 ～ 104.0	

福岡県告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	一般国道	386号	前	朝倉郡筑前町久光1202番1先から 朝倉郡筑前町栗田905番10先まで	8.8 ～ 16.0	412.2
			後	朝倉郡筑前町久光1202番1先から 朝倉郡筑前町栗田905番10先まで	11.5 ～ 22.2	

福岡県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	朝 田 日 田 線	前	うきは市浮羽町田籠1150番1先から うきは市浮羽町田籠894番先まで	5.1 ～ 10.7	35.4
			後	うきは市浮羽町田籠1150番1先から うきは市浮羽町田籠894番先まで	7.5 ～ 10.7	

福岡県告示第688号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 指定する要措置区域
筑紫野市大字筑紫630番3及び630番5
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置
規則別表第5の1の項の中欄に規定する地下水の水質の測定

福岡県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	一般 国道	442号	前	八女市黒木町木屋3814番1先から 八女市黒木町木屋2830番2先まで	7.4 ～ 13.5	303.1
			前	八女市黒木町木屋3814番1先から 八女市黒木町木屋2830番2先まで	7.9 ～ 17.0	300.0
			後	八女市黒木町木屋3814番1先から 八女市黒木町木屋2830番2先まで	7.9 ～ 21.0	300.0

福岡県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	442号	八女市黒木町木屋3814番1先から 八女市黒木町木屋2830番2先まで

福岡県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	三 漕 上 陽 線	八女郡広川町大字藤田525番3先から 八女郡広川町大字広川1192番2先まで

福岡県告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
八 女	県道	久留米 筑 後 線	前	八女郡広川町大字藤田574番1先から 八女郡広川町大字広川1255番6先まで	10.0 ～ 13.0	195.0	うち県道三漕上陽線重用延長130.0m
			後	八女郡広川町大字藤田574番1先から 八女郡広川町大字広川1255番6先まで	12.0 ～ 20.0	195.0	うち県道三漕上陽線重用延長130.0m

福岡県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	久留米 筑後線	八女郡広川町大字藤田574番1先から 八女郡広川町大字広川1255番6先まで

公 告**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山川2期地区土地改良（農道整備）事業計画書の写し	平成26年8月8日から 平成26年9月5日まで	みやま市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山川2期地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成26年8月8日から 平成26年9月5日まで	みやま市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山川2期地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成26年8月8日から 平成26年9月5日まで	みやま市役所

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営中元寺地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成26年8月8日から 平成26年9月5日まで	添田町役場

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により次のように国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成26年7月28日	飯塚市	勢田の一部	平成26年7月28日から平成27年3月31日まで
平成26年7月28日	添田町	大字添田の一部	平成26年7月28日から平成27年3月31日まで
平成26年7月28日	福智町	上野の一部	平成26年7月28日から平成27年3月31日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市富地原字銭垣1322番15
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市赤間五丁目5-8-102
稲貝 祐也

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称

特定非営利活動法人柳川城を再建する会

- (2) 代表者の氏名

中川 辰藏

- (3) 主たる事務所の所在地

柳川市大和町中島1873番地1

- (4) 定款に記載された目的

この法人は「柳川城」を復元して、国内はもとよりアジア諸国に近い利点を活かし観光客増を目指し福岡県および南筑後の活性化のために寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年7月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

NPO法人地球・環境・人等共生

- (2) 代表者の氏名

三宮 征治

- (3) 主たる事務所の所在地

北九州市若松区畠田三丁目4番12号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県内の海岸線や森林の環境整備を行うことにより、地域の安全と環境保全に力を注ぎ、地域住民の交流促進・活性化や求職者の就業支援及び雇用機会の拡充、子どもの健全育成を図り、少子高齢化対策、農林水産事業の活性化等

地域の多様なニーズに沿った地域活動を意欲に満ちた地域住民の参加によって展開し、太陽・水・緑・環境・人等が共生することにより安心して、豊かで明るい住環境の町づくりや生き甲斐づくり等、地域住民の自立支援のため、各自治体や関係各所とも連携をとりながら、地域社会に貢献することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年7月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人COCORO日本リンパ経絡整体普及協会

(2) 代表者の氏名

石山 剛嗣

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区米町一丁目1番12号松島ビル303号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、健康及び整体施術に関心がある人々に対して、整体施術、その他健康増進の技術の普及、推進に関する事業並びに人材の育成及び教育に関する事業を行い、すべての人が健康で快適な生活を送れる明るい社会の実現及び雇用機会の創出など広く社会に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人共同作業所さくらんぼ

(2) 代表者の氏名

別府 哲英

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市田主丸町田主丸751番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者を中心に広く障害者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年7月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人久障支援運営委員会

(2) 代表者の氏名

今井 正雄

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市荒木町白口2312番地9

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援、就労支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年8月8日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成26年7月30日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社小林功業	北九州市小倉北区黒原二丁目38-22	小林 朱美	平成24年12月18日 福岡県知事許可（般-24） 第106896号

3 処分の内容

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社小林功業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律違反により、平成26年5月30日に小倉簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、同年6月14日にその刑が確定しており、建設業法第8条第8号の欠格要件に該当する。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第209号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成26年8月8日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

施設警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成26年11月11日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成26年11月12日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成26年9月29日（月）から同年10月1日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

※ 上記受付期間中、正午から午後1時00分までの間を除く。

(2) 必要書類

- ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合
 - (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
 - (イ) 住所を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
 - (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

- イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった

場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 平成26年11月11日（火）の検定については、長崎県公安委員会と共同で実施する。